

加古川市監査委員	中西 一人
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	森田 俊和
加古川市監査委員	木谷 万里

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

教育指導部（社会教育・スポーツ振興課、学校教育課、青少年育成課、教育研究所、文化財調査研究センター、少年自然の家、中央図書館、公民館[加古川・加古川西・東加古川・両荘・志方・加古川北・野口・氷丘・平岡・陵南・尾上]）において、平成26年4月1日から平成26年8月31日までに執行された事務事業及び平成25年度に執行された委託料を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

平成26年10月14日から平成26年11月26日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。